

塩尻市地域防災計画 震災対策編

令和5年度修正

新旧対照表

【震災対策編】第1章第3節

新		旧		修正理由・備考																																
<p>第3節 防災上重要な機関の実施責任と処理すべき事務または業務の大綱</p> <p>第2 処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>8 指定公共機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関の名称</th> <th>処理すべき事務または業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(4) 電気通信事業者</td> <td>(東日本電信電話(株)、(株)NTTドコモ、KDDI(株)、ソフトバンク(株)、<u>楽天モバイル(株)</u>) ア 電気通信設備の保全に関すること。 イ 災害非常通話の確保及び気象情報の伝達に関すること。</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>9 指定地方公共機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関の名称</th> <th>処理すべき事務または業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(4) <u>放送事業者</u></td> <td>(信越放送(株)、(株)長野放送、(株)テレビ信州、長野朝日放送(株)、長野エフエム放送(株)、エルシーブイ(株)、(株)テレビ松本ケーブルビジョン、しおじりコミュニティ放送株式会社) 地震情報等広報に関すること。</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>		機関の名称	処理すべき事務または業務の大綱	(略)	(略)	(4) 電気通信事業者	(東日本電信電話(株)、(株)NTTドコモ、KDDI(株)、ソフトバンク(株)、 <u>楽天モバイル(株)</u>) ア 電気通信設備の保全に関すること。 イ 災害非常通話の確保及び気象情報の伝達に関すること。	(略)	(略)	機関の名称	処理すべき事務または業務の大綱	(略)	(略)	(4) <u>放送事業者</u>	(信越放送(株)、(株)長野放送、(株)テレビ信州、長野朝日放送(株)、長野エフエム放送(株)、エルシーブイ(株)、(株)テレビ松本ケーブルビジョン、しおじりコミュニティ放送株式会社) 地震情報等広報に関すること。	(略)	(略)	<p>第3節 防災上重要な機関の実施責任と処理すべき事務または業務の大綱</p> <p>第2 処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>8 指定公共機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関の名称</th> <th>処理すべき事務または業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(4) 電気通信事業者</td> <td>(東日本電信電話(株)、(株)NTTドコモ、KDDI(株)、ソフトバンク(株)) ア 電気通信設備の保全に関すること。 イ 災害非常通話の確保及び気象情報の伝達に関すること。</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>9 指定地方公共機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関の名称</th> <th>処理すべき事務または業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(4) <u>放送会社</u></td> <td>(信越放送(株)、(株)長野放送、(株)テレビ信州、長野朝日放送(株)、長野エフエム放送(株)、エルシーブイ(株)、(株)テレビ松本ケーブルビジョン、しおじりコミュニティ放送株式会社) 地震情報等広報に関すること。</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>		機関の名称	処理すべき事務または業務の大綱	(略)	(略)	(4) 電気通信事業者	(東日本電信電話(株)、(株)NTTドコモ、KDDI(株)、ソフトバンク(株)) ア 電気通信設備の保全に関すること。 イ 災害非常通話の確保及び気象情報の伝達に関すること。	(略)	(略)	機関の名称	処理すべき事務または業務の大綱	(略)	(略)	(4) <u>放送会社</u>	(信越放送(株)、(株)長野放送、(株)テレビ信州、長野朝日放送(株)、長野エフエム放送(株)、エルシーブイ(株)、(株)テレビ松本ケーブルビジョン、しおじりコミュニティ放送株式会社) 地震情報等広報に関すること。	(略)	(略)	<p>事業者の追加</p> <p>県の計画に合わせて修正</p>
機関の名称	処理すべき事務または業務の大綱																																			
(略)	(略)																																			
(4) 電気通信事業者	(東日本電信電話(株)、(株)NTTドコモ、KDDI(株)、ソフトバンク(株)、 <u>楽天モバイル(株)</u>) ア 電気通信設備の保全に関すること。 イ 災害非常通話の確保及び気象情報の伝達に関すること。																																			
(略)	(略)																																			
機関の名称	処理すべき事務または業務の大綱																																			
(略)	(略)																																			
(4) <u>放送事業者</u>	(信越放送(株)、(株)長野放送、(株)テレビ信州、長野朝日放送(株)、長野エフエム放送(株)、エルシーブイ(株)、(株)テレビ松本ケーブルビジョン、しおじりコミュニティ放送株式会社) 地震情報等広報に関すること。																																			
(略)	(略)																																			
機関の名称	処理すべき事務または業務の大綱																																			
(略)	(略)																																			
(4) 電気通信事業者	(東日本電信電話(株)、(株)NTTドコモ、KDDI(株)、ソフトバンク(株)) ア 電気通信設備の保全に関すること。 イ 災害非常通話の確保及び気象情報の伝達に関すること。																																			
(略)	(略)																																			
機関の名称	処理すべき事務または業務の大綱																																			
(略)	(略)																																			
(4) <u>放送会社</u>	(信越放送(株)、(株)長野放送、(株)テレビ信州、長野朝日放送(株)、長野エフエム放送(株)、エルシーブイ(株)、(株)テレビ松本ケーブルビジョン、しおじりコミュニティ放送株式会社) 地震情報等広報に関すること。																																			
(略)	(略)																																			

新	旧	修正理由・備考
<p style="text-align: center;">第1節 地震に強いまちづくり</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>2 地震に強いまちづくり</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 市が実施する計画</p> <p>(ア) 地震に強い都市構造の形成</p> <p>a 避難路、緊急輸送<u>道路</u>など防災上重要な経路を構成する道路について災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、<u>国が促進する一般送配電事業者、電気通信事業者における無電柱化の取組と連携しつつ</u>、無電柱化の促進を図る。</p> <p>(略)</p> <p>(カ) 災害応急対策等への備え</p> <p><u>f 他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況を予め想定し、災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努める。</u></p> <p><u>また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、計画の効果的な運用に努める。</u></p> <p><u>g 随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体等との災害協定の締結を推進する。</u></p> <p><u>h 災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組む。</u></p> <p><u>i 平常時より、災害による被害が予測される空家等の状況の確認に</u></p>	<p style="text-align: center;">第1節 地震に強いまちづくり</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>2 地震に強いまちづくり</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 市が実施する計画</p> <p>(ア) 地震に強い都市構造の形成</p> <p>a 避難路、緊急輸送路など防災上重要な経路を構成する道路について災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、無電柱化の促進を図る。</p> <p>(略)</p> <p>(カ) 災害応急対策等への備え</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>f 随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体等との災害協定の締結を推進する。</u></p> <p><u>g 災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組む。</u></p> <p><u>h 平常時より、災害による被害が予測される空家等の状況の確認に</u></p>	<p>県の計画に合わせて修正</p> <p>県の計画に合わせて修正</p>

<p>努める。</p> <p>(略)</p> <p>ウ 県が実施する計画（全部局）</p> <p>(ア) 地震に強い都市構造の形成</p> <p>a 広域物資輸送拠点、地域内輸送拠点を経て、各指定避難所への支援物資を届けるための緊急輸送ルートの確保を早期に確実に図るため、主要な<u>拠点と高規格道路等</u>のアクセス強化等、ネットワーク機能の向上、道路防災対策等を通じて、<u>強靱で信頼性の高い道路網の整備</u>を図るものとする。また、避難路、緊急輸送路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止または制限を行うとともに、<u>国が促進する一般送配電事業者、電気通信事業者における無電柱化の取組と連携しつつ、無電柱化の促進</u>を図るものとする。</p>	<p>努める。</p> <p>(略)</p> <p>ウ 県が実施する計画（全部局）</p> <p>(ア) 地震に強い都市構造の形成</p> <p>a 広域物資輸送拠点、地域内輸送拠点を経て、各指定避難所への支援物資を届けるための緊急輸送ルートの確保を早期に確実に図るため、主要な<u>市街地等と高速道路</u>のアクセス強化等、ネットワーク機能の向上、<u>道路情報ネットワークシステム</u>、道路防災対策等を通じて<u>安全性、</u>信頼性の高い道路網の整備を図る。また、避難路、緊急輸送路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、無電柱化の促進を図る。</p>	<p>県の計画に合わせて修正</p>
<p>(略)</p> <p>(カ) 災害応急対策等への備え</p> <p><u>f 他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況を予め想定し、災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努めるものとする。</u></p> <p><u>また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努めるものとする。</u></p> <p><u>g 災害時の迅速かつ円滑な救助の実施体制の構築に向けて、あらかじめ市と救助に必要な施設、設備、人員等について意見交換を行うとともに、事務委任制度や救助実施市制度の積極的な活用により役割分担を明確化するなど、調整を行っておくものとする。</u></p> <p><u>h 随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体等との災害協定の締結を推進するものとする。</u></p> <p><u>i 災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確</u></p>	<p>(略)</p> <p>(カ) 災害応急対策等への備え</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>f 災害時の迅速かつ円滑な救助の実施体制の構築に向けて、あらかじめ市と救助に必要な施設、設備、人員等について意見交換を行うとともに、事務委任制度や救助実施市制度の積極的な活用により役割分担を明確化するなど、調整を行っておくものとする。</u></p> <p><u>g 随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体等との災害協定の締結を推進するものとする。</u></p> <p><u>h 災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・</u></p>	<p>県の計画に合わせて修正</p>

保・育成に取り組むものとする。

i 大規模停電発生時に電源車の配備等、関係省庁、電気事業者等から円滑な支援を受けられるよう、あらかじめ、病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設及び災害応急対策に係る機関が保有する施設の非常用電源の設置状況、最大燃料備蓄量、燃料確保先、給油口規格等を収集・整理し、リスト化を行うよう努めるものとする。

エ その他関係機関が実施する計画（全機関）

(カ) 災害応急対策等への備え

f 他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況を予め想定し、災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努めるものとする。

また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努めるものとする。

g 病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設の管理者は、発災後 72 時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努めるものとする。

(別記) 防災機能を有する市内道の駅一覧

No.	所在地	道の駅名称	路線名	整備手法	防災機能		駐車場面積 (㎡)
					活動拠点※	へリポート	
1	塩尻町 1090 番地	小坂田公園	(国)20 号	単独型	○		7,080 ㎡
2	木曾平沢	木曾ならか	(国)19	一般型	○		3,990

育成に取り組むものとする。

i 大規模停電発生時に電源車の配備等、関係省庁、電気事業者等から円滑な支援を受けられるよう、あらかじめ、病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設及び災害応急対策に係る機関が保有する施設の非常用電源の設置状況、最大燃料備蓄量、燃料確保先、給油口規格等を収集・整理し、リスト化を行うよう努めるものとする。

エ その他関係機関が実施する計画（全機関）

(カ) 災害応急対策等への備え

(新設)

f 病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設の管理者は、発災後 72 時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努めるものとする。

(別記) 防災機能を有する市内道の駅一覧

No.	所在地	道の駅名称	路線名	整備手法	防災機能		駐車場面積 (㎡)
					活動拠点※	へリポート	
1	塩尻町 1090 番地	小坂田公園	(国)20 号	単独型	○		7,080 ㎡
2	木曾平沢	木曾ならか	(国)19	一般型	○		3,990

県の記載に合わせて修正

	2272 番地 7	わ	号	(国)			m ²		2272 番地 7	わ	号	(国)			m ²	県の記載に合わせて 修正
3	奈良井 1346 番の 3	奈良井 木曾の大橋	(国)19 号	一般型 (国)	○		4,260 m ²	3	奈良井 1346 番の 3	奈良井 木曾の大橋	(国)19 号	一般型 (国)	○		4,260 m ²	
<p>※ <u>活動拠点の役割</u></p> <p><u>緊急災害対策派遣隊 (TEC-FORCE) 等の活動拠点</u></p> <p><u>緊急交通路確保のための応急復旧活動拠点・放置車両等の移動先等</u></p>								<p><u>(新設)</u></p>								

新	旧	修正理由・備考
<p style="text-align: center;">第2節 情報の収集・連絡体制計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 情報の収集・連絡体制の整備</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ウ 県が実施する計画</p> <p><u>(㊦) 発災時に安否不明者(行方不明者となる疑いのある者)等の氏名等の公表や安否情報の収集・精査を行う場合に備え、市町村等と連携の上、予め一連の手続等について整理し、明確しておくものとする。</u> <u>(危機管理部)</u></p> <p>(略)</p> <p>3 通信手段の確保</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 市が実施する計画</p> <p>(ア) 防災行政無線を<u>整備し、老朽化した設備の更新を図る。</u></p> <p>(イ) <u>非常用電源設備を整備するとともに、無線設備や非常用電源設備を耐震性のある堅固な場所へ設置するよう努める。</u></p> <p>(ウ) 塩尻地区タクシー協議会との「災害時応援協定」により、災害情報の提供を積極的に受け、的確な被害状況把握などを行う。</p> <p>(エ) <u>衛星携帯電話、MCA移動無線、公共安全LTE(PS-LTE)等の移動系の応急対策機器の整備を図る。</u></p>	<p style="text-align: center;">第2節 情報の収集・連絡体制計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 情報の収集・連絡体制の整備</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ウ 県が実施する計画</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(略)</p> <p>3 通信手段の確保</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 市が実施する計画</p> <p>(ア) <u>市内に一斉に情報を伝達することができる同報の防災行政無線を有効に運用する。</u></p> <p>(イ) <u>携帯電話、衛星携帯電話等の移動系の応急対策機器の整備を図る。</u></p> <p>(ウ) 塩尻地区タクシー協議会との「災害時応援協定」により、災害情報の提供を積極的に受け、的確な被害状況把握などを行う。</p> <p>(エ) <u>東日本電信電話(株)の電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用するよう努める。また、災害用として配備されている無線電話等の機器については、その運用方法等について習熟に努める。また、IP電話を利用する場合は、ネットワーク機器等の停電対策を図る。</u></p>	<p>県の計画に合わせて修正</p> <p>県の計画に合わせて修正</p>

<p>(オ) 震度情報ネットワーク、全国瞬時警報システム (J-ALERT)、災害情報共有システム (Lアラート)、その他の災害情報等を瞬時に受信・伝達するシステムを維持・整備するよう努める。</p> <p>(カ) 災害用として配備されている無線電話等の機器については、その運用方法等について習熟に努める。</p> <p>また、IP電話を利用する場合は、ネットワーク機器等の停電対策を図る。</p> <p>イ 県が実施する計画</p> <p>(エ) 衛星携帯電話、携帯電話、MCA移動無線、<u>公共安全LTE (PS-LTE)</u> 等の移動系の応急対策機器の整備を図るものとする。(危機管理部、警察本部)</p>	<p>(オ) 震度情報ネットワーク、全国瞬時警報システム (J-ALERT)、災害情報共有システム (Lアラート)、その他の災害情報等を瞬時に受信・伝達するシステムを維持・整備するよう努める。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>イ 県が実施する計画</p> <p>(エ) 衛星携帯電話、携帯電話、MCA移動無線等の移動系の応急対策機器の整備を図るものとする。(危機管理部、警察本部)</p>	<p>県の計画に合わせて修正</p>
---	--	--------------------

新	旧	修正理由・備考
<p style="text-align: center;">第3節 活動体制計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>3 防災中枢機能等の確保</p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p>災害時に応急対策の中心的役割を果たす各機関の施設、設備については、災害に対する安全性の確保等に努める必要がある。</p> <p>また、<u>再生可能エネルギー等の</u>代替エネルギーシステムや電動車の活用を含めた自家発電設備、LPガス災害用バルク、燃料貯蔵設備等の整備や、通信途絶時に備えた衛星通信の整備等非常用通信手段の確保が必要である。</p> <p>また、保健福祉センターは、耐震性があり、非常発電装置を設置してあるため災害時の中枢施設と位置づけ、中枢機能を整備する。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ウ 県が実施する計画</p> <p>(イ) 地震防災緊急事業五箇年計画等に基づき県庁西庁舎に整備した災害対策本部室 <u>(防災センター)</u>、県警災害警備本部の機能を活用し、迅速かつ的確な応急対策活動を実施できるようにするものとする。(危機管理部、総務部、警察本部)</p>	<p style="text-align: center;">第3節 活動体制計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>3 防災中枢機能等の確保</p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p>災害時に応急対策の中心的役割を果たす各機関の施設、設備については、災害に対する安全性の確保等に努める必要がある。</p> <p>また、代替エネルギーシステムや電動車の活用を含めた自家発電設備LPガス災害用バルク、燃料貯蔵設備等の整備や、通信途絶時に備えた衛星通信の整備等非常用通信手段の確保が必要である。</p> <p>また、保健福祉センターは、耐震性があり、非常発電装置を設置してあるため災害時の中枢施設と位置づけ、中枢機能を整備する。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ウ 県が実施する計画</p> <p>(イ) 地震防災緊急事業五箇年計画等に基づき県庁西庁舎に整備した災害対策本部室 <u>の機能及び</u> 県警災害警備本部の機能 <u>を有する (防災センター)</u> を活用し、迅速かつ的確な応急対策活動を実施できるようにするものとする。(危機管理部、総務部、警察本部)</p>	<p>県の計画に合わせて修正</p> <p>県の計画に合わせて修正</p>

<p>点病院等を中心とした災害医療への協力体制について整備を行うものとする。また、災害時における緊急救護所設置について、関係機関とあらかじめ調整し、後方医療体制の確立を図るものとする。</p> <p><u>(イ) 長野厚生連佐久総合病院佐久医療センター又は信州大学医学部付属病院は、ドクターヘリによる救急搬送の協力体制について整備を行うものとする。</u></p> <p><u>(ウ) 災害派遣医療チーム（DMAT）等が中期的にも活動を展開できる体制の確立や、災害派遣医療チーム（DMAT）等から中長期的な医療を担うチームへの円滑な引継ぎを図るため災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンの確保に努めるものとする。</u></p> <p><u>また、慢性疾患患者の広域搬送についても、関係機関との合同訓練を通じて、円滑な搬送体制の確保に努めるものとする。</u></p>	<p>院等を中心とした災害医療への協力体制について整備を行うものとする。また、災害時における緊急救護所設置について、関係機関とあらかじめ調整し、後方医療体制の確立を図るものとする。</p>	
---	--	--

新	旧	修正理由・備考																																																																																																																													
<p style="text-align: center;">第6節 消防・水防活動計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 消防計画</p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p>令和<u>5</u>年4月1日現在の本市の消防体制は、消防署数3、消防職員数 <u>68</u>人、消防団数1、消防団員数870人である。</p> <p>大規模地震災害に対しては、消防力の強化のほか、初動体制等の活動体制の整備、消防相互応援体制の整備及び市民等に対する火災予防の徹底等が重要であることから、これらに留意した市における消防計画の作成、修正及び当該計画の実施が必要である。</p> <p>なお、檜川地区については、「消防事務委託に関する規約」に基づき、木曾広域連合が松本広域連合からその事務を委託されている。</p> <p>常備消防体制の現況（令和<u>5</u>年4月1日現在）</p> <table border="1" data-bbox="141 900 996 1461"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">職員数 (人)</th> <th colspan="8">車 両 配 備 数</th> </tr> <tr> <th>普通消防ポンプ自動車</th> <th>水槽付消防ポンプ自動車</th> <th>化学消防車</th> <th>救助工作車</th> <th>救急自動車</th> <th>指揮広報車</th> <th>屈折はしご付消防自動車</th> <th>重機搬送車</th> <th>計台数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>塩尻消防署</td> <td><u>33</u></td> <td>1</td> <td><u>2</u></td> <td>0</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>1</td> <td>1</td> <td><u>1</u></td> <td><u>9</u></td> </tr> <tr> <td>広丘消防署</td> <td>22</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>0</td> <td><u>0</u></td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>木曾消防署北分署</td> <td>13</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>0</td> <td><u>0</u></td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td><u>68</u></td> <td>3</td> <td><u>2</u></td> <td>1</td> <td>1</td> <td>4</td> <td>3</td> <td>1</td> <td><u>1</u></td> <td><u>16</u></td> </tr> </tbody> </table>	区分	職員数 (人)	車 両 配 備 数								普通消防ポンプ自動車	水槽付消防ポンプ自動車	化学消防車	救助工作車	救急自動車	指揮広報車	屈折はしご付消防自動車	重機搬送車	計台数	塩尻消防署	<u>33</u>	1	<u>2</u>	0	1	2	1	1	<u>1</u>	<u>9</u>	広丘消防署	22	1	0	1	0	1	1	0	<u>0</u>	4	木曾消防署北分署	13	1	0	0	0	1	1	0	<u>0</u>	3	合 計	<u>68</u>	3	<u>2</u>	1	1	4	3	1	<u>1</u>	<u>16</u>	<p style="text-align: center;">第6節 消防・水防活動計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 消防計画</p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p>令和<u>4</u>年4月1日現在の本市の消防体制は、消防署数3、消防職員数 <u>69</u>人、消防団数1、消防団員数870人である。</p> <p>大規模地震災害に対しては、消防力の強化のほか、初動体制等の活動体制の整備、消防相互応援体制の整備及び市民等に対する火災予防の徹底等が重要であることから、これらに留意した市における消防計画の作成、修正及び当該計画の実施が必要である。</p> <p>なお、檜川地区については、「消防事務委託に関する規約」に基づき、木曾広域連合が松本広域連合からその事務を委託されている。</p> <p>常備消防体制の現況（令和<u>4</u>年4月1日現在）</p> <table border="1" data-bbox="1055 900 1850 1461"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">職員数 (人)</th> <th colspan="8">車 両 配 備 数</th> </tr> <tr> <th>普通消防ポンプ自動車</th> <th>水槽付消防ポンプ自動車</th> <th>化学消防車</th> <th>救助工作車</th> <th>救急自動車</th> <th>指揮広報車</th> <th>屈折はしご付消防自動車</th> <th>計台数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>塩尻消防署</td> <td><u>34</u></td> <td>1</td> <td><u>1</u></td> <td>0</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>1</td> <td>1</td> <td></td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>広丘消防署</td> <td>22</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>0</td> <td></td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>木曾消防署北分署</td> <td>13</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>0</td> <td></td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td><u>69</u></td> <td>3</td> <td><u>1</u></td> <td>1</td> <td>1</td> <td>4</td> <td>3</td> <td>1</td> <td></td> <td>13</td> </tr> </tbody> </table>	区分	職員数 (人)	車 両 配 備 数								普通消防ポンプ自動車	水槽付消防ポンプ自動車	化学消防車	救助工作車	救急自動車	指揮広報車	屈折はしご付消防自動車	計台数	塩尻消防署	<u>34</u>	1	<u>1</u>	0	1	2	1	1		6	広丘消防署	22	1	0	1	0	1	1	0		4	木曾消防署北分署	13	1	0	0	0	1	1	0		3	合 計	<u>69</u>	3	<u>1</u>	1	1	4	3	1		13	<p>情報の更新</p>
区分			職員数 (人)	車 両 配 備 数																																																																																																																											
	普通消防ポンプ自動車	水槽付消防ポンプ自動車		化学消防車	救助工作車	救急自動車	指揮広報車	屈折はしご付消防自動車	重機搬送車	計台数																																																																																																																					
塩尻消防署	<u>33</u>	1	<u>2</u>	0	1	2	1	1	<u>1</u>	<u>9</u>																																																																																																																					
広丘消防署	22	1	0	1	0	1	1	0	<u>0</u>	4																																																																																																																					
木曾消防署北分署	13	1	0	0	0	1	1	0	<u>0</u>	3																																																																																																																					
合 計	<u>68</u>	3	<u>2</u>	1	1	4	3	1	<u>1</u>	<u>16</u>																																																																																																																					
区分	職員数 (人)	車 両 配 備 数																																																																																																																													
		普通消防ポンプ自動車	水槽付消防ポンプ自動車	化学消防車	救助工作車	救急自動車	指揮広報車	屈折はしご付消防自動車	計台数																																																																																																																						
塩尻消防署	<u>34</u>	1	<u>1</u>	0	1	2	1	1		6																																																																																																																					
広丘消防署	22	1	0	1	0	1	1	0		4																																																																																																																					
木曾消防署北分署	13	1	0	0	0	1	1	0		3																																																																																																																					
合 計	<u>69</u>	3	<u>1</u>	1	1	4	3	1		13																																																																																																																					

非常備消防体制の現況（令和5年4月1日現在）

組 織				ポ ン プ 等			
区分	団数	分団数	団員数	普通消防ポンプ自動車	小型動力ポンプ付積載車	市役所消防隊	危機管理課指揮車
塩尻市消防団	1	7	870	8	38	1	2

非常備消防体制の現況（令和4年4月1日現在）

組 織				ポ ン プ 等			
区分	団数	分団数	団員数	普通消防ポンプ自動車	小型動力ポンプ付積載車	市役所消防隊	危機管理課指揮車
塩尻市消防団	1	7	870	8	38	1	2

【震災対策編】第2章第10節

新	旧	修正理由・備考
<p style="text-align: center;">第10節 避難の受入活動計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 避難計画の策定等</p> <p>(2) 実施計画</p> <p><u>ア 県（危機管理部、県民文化部、健康福祉部、農政部、林務部、建設部、教育委員会）及び市町村が実施する計画</u></p> <p><u>(ア) 県及び市町村は、土砂災害警戒区域等の要配慮者利用施設に対して、警戒避難体制の確立など防災体制の整備について助言する。</u></p> <p><u>(イ) 県及び市町村は、予め住民に対し、ホームページ、広報誌等の様々な媒体により、親戚・知人宅等への分散避難や、感染症の自宅療養者等の災害時の対応に関する問い合わせ窓口等の情報を提供するものとする。</u></p> <p><u>イ 市が実施する計画</u></p> <p>(略)</p> <p>3 避難所の確保</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 市が実施する計画</p> <p>(ア) 指定避難所内の一般スペースでは生活することが困難な障がい者、<u>医療的ケアを必要とする者</u>等の要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所として指定避難所を指定するよう努める。<u>特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努める。</u></p> <p>(略)</p>	<p style="text-align: center;">第10節 避難の受入活動計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 避難計画の策定等</p> <p>(2) 実施計画</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>ア 市が実施する計画</u></p> <p>(略)</p> <p>3 避難所の確保</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 市が実施する計画</p> <p>(ア) 指定避難所内の一般スペースでは生活することが困難な障がい者等の要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所として指定避難所を指定するよう努める。</p> <p>(略)</p>	<p>県の計画に合わせて修正</p>

<p>(カ) 指定避難所における備蓄倉庫、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器のほか、空調、洋式トイレ等避難の実施に必要な施設・設備の整備に努め、要配慮者にも配慮する。</p> <p><u>また、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努める。</u></p> <p>(略)</p> <p>(シ) 「長野県避難所マニュアル策定指針」(令和4年3月改定)、長野県避難所TKBスタンダード等を参考として、各避難所の運営マニュアル等の整備等に努める。</p> <p>(略)</p> <p>(ツ) 市及び各指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、<u>NPO・ボランティア</u>等との定期的な情報交換に努める。</p> <p>イ 県が実施する計画</p> <p>(ア) 市町村の避難所運営の参考となるよう「長野県避難所マニュアル策定指針」(令和4年3月改定)について新たな知見、近年発生した災害の教訓を踏まえ適切な見直しに努めるとともに、良好な環境の確保のため、特にトイレ(衛生)、キッチン(食事)、ベッド(睡眠)については、水準目標(以下「長野県避難所TKBスタンダード」という。)を示すよう努めるものとする。(危機管理部)</p> <p>(略)</p> <p><u>(カ) 指定避難所における備蓄倉庫、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器のほか、空調、洋式トイレ等避難の実施に必要な施設・設備の整備、要配慮者への配慮について支援を行うものとする。</u></p> <p><u>また、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備の支援を行うもの</u></p>	<p>(カ) 指定避難所における備蓄倉庫、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器のほか、空調、洋式トイレ等避難の実施に必要な施設・設備の整備に努め、要配慮者にも配慮する。</p> <p>(略)</p> <p>(シ) 「長野県避難所マニュアル策定指針」(令和2年7月改定)、長野県避難所TKBスタンダード等を参考として、各避難所の運営マニュアル等の整備等に努める。</p> <p>(略)</p> <p>(ツ) 市及び各指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等と定期的な情報交換に努める。</p> <p>イ 県が実施する計画</p> <p>(ア) 市町村の避難所運営の参考となるよう「長野県避難所マニュアル策定指針」(令和2年7月改定)について新たな知見、近年発生した災害の教訓を踏まえ適切な見直しに努めるとともに、良好な環境の確保のため、特にトイレ(衛生)、キッチン(食事)、ベッド(睡眠)については、水準目標(以下「長野県避難所TKBスタンダード」という。)を示すよう努めるものとする。(危機管理部)</p>	<p>県の計画に合わせて修正</p> <p>県の計画に合わせて修正</p>
---	---	---------------------------------------

とする。

県の記載に合わせて
修正

新	旧	修正理由・備考
<p style="text-align: center;">第20節 通信・放送施設災害予防計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>3 電気通信施設災害予防</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>東日本電信電話(株)、(株)NTTドコモ、KDDI(株)、ソフトバンク(株)、<u>楽天モバイル</u>が実施する計画</p> <p>(略)</p> <p>4 警察無線通信施設災害予防</p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p>警察通信施設は、警察本部、各警察署及び無線中継所のそれぞれの設備に耐震対策を実施している。特に無線中継所にあつては、平成6年度以降に建設したものは、鉄骨造りALCとする等、耐震性、不燃堅牢性について強化を図っている。<u>また、地震</u>による長期停電に備え、警察本部、各警察署及び主要無線中継所には、発動発電機が整備されている。</p> <p>無線多重回線については、2ルート化<u>及びグループ化の構成となり</u>、信頼性の向上を図っている。<u>平成27年度から4ヵ年にわたってヘリコプターテレビシステムの整備を行い、被災現場における情報収集体制の強化を図っている。災害に強い情報収集並びに連絡体制の強化を図るため、衛星通信設備の整備を行う。</u></p> <p>なお、塩尻市移動系防災行政無線の配備により、発災時の情報交換向上を図っている。</p>	<p style="text-align: center;">第20節 通信・放送施設災害予防計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>3 電気通信施設災害予防</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>東日本電信電話(株)、(株)NTTドコモ、KDDI(株)、ソフトバンク(株)、が実施する計画</p> <p>(略)</p> <p>4 警察無線通信施設災害予防</p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p>警察通信施設は、警察本部、各警察署及び無線中継所のそれぞれの設備に耐震対策を実施している。特に無線中継所にあつては、平成6年度以降に建設したものは、鉄骨造りALCとする等、耐震性、不燃堅牢性について強化を図っている。さらに、<u>災害</u>による長期停電に備え、警察本部、各警察署及び主要無線中継所には、発動 発電機が整備されている。<u>また、浸水による機器損傷を回避するため、通信施設は建物の上階に設置している。</u></p> <p>無線多重回線については、<u>平成5年度に2ルート化の工事を完了し</u>、信頼性の向上を図っている。</p>	<p>県の記載に合わせて修正</p> <p>県の記載に合わせて修正</p>

新	旧	修正理由・備考
<p style="text-align: center;">第2.3節 土砂災害等の災害予防計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 地すべり対策</p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p>本市は、地すべり地帯が存在している。建設部所管の地すべり危険箇所は6箇所、林務部所管の地すべり危険地区は1箇所、農政部所管の地すべり危険箇所は1箇所あり、このうち1箇所が地すべり等防止法に基づく地すべり防止区域に指定されている。また、土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域（地すべり）に6箇所が指定されている。（令和4年時点）</p> <p>(略)</p> <p>2 山地災害危険地対策</p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p>山腹崩壊、土砂流出のおそれのある山地災害危険地区については、山腹崩壊危険地区68箇所、崩壊土砂流出危険地区110箇所、土砂崩壊危険箇所11箇所である。（令和4年時点）</p> <p>(略)</p> <p>6 土砂災害警戒区域の対策</p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p>現在、土砂災害警戒区域は445箇所、そのうち土砂災害特別警戒区域は373箇所指定されている。警戒区域内には、住宅もあるため、住民への情報提供に留意する必要がある。（令和4年時点）</p>	<p style="text-align: center;">第2.3節 土砂災害等の災害予防計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 地すべり対策</p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p>本市は、地すべり地帯が存在している。建設部所管の地すべり危険箇所は6箇所、林務部所管の地すべり危険地区は1箇所、農政部所管の地すべり危険箇所は1箇所あり、このうち1箇所が地すべり等防止法に基づく地すべり防止区域に指定されている。また、土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域（地すべり）に6箇所が指定されている。（令和3年時点）</p> <p>(略)</p> <p>2 山地災害危険地対策</p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p>山腹崩壊、土砂流出のおそれのある山地災害危険地区については、山腹崩壊危険地区68箇所、崩壊土砂流出危険地区110箇所、土砂崩壊危険箇所11箇所である。（令和3年時点）</p> <p>(略)</p> <p>6 土砂災害警戒区域の対策</p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p>現在、土砂災害警戒区域は445箇所、そのうち土砂災害特別警戒区域は373箇所指定されている。警戒区域内には、住宅もあるため、住民への情報提供に留意する必要がある。（令和3年時点）</p>	<p>県の記載に合わせて修正</p>

<p>また、<u>国土地理院と連携して、自然災害伝承碑（災害に関する石碑やモニュメント等）の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。</u></p> <p><u>さらに</u>、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、住民が災害教訓を伝承する取組を支援するものとする。</p>	<p>また、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、住民が災害教訓を伝承する取組を支援するものとする。</p>	
--	--	--

新	旧	修正理由・備考
<p style="text-align: center;">第1節 災害情報の収集・連絡活動</p> <p>第2 活動の内容</p> <p>3 被害状況等の調査と調査責任機関</p> <p>被害状況の調査は、次表に掲げる機関が関係の機関及び団体の協力を得て実施する。調査に当たっては、関係機関は相互に連絡を密にし、正確な情報の把握に努める。</p> <p>市は、被害が甚大である等、市において被害調査が実施できないときは、次表の協力機関に定める県現地機関等に応援を求めるものとし、県現地機関等は、速やかに必要な応援を行い、被害情報等の把握に努める。</p> <p>県松本地域振興局長は、被災地における被害の状況から情報の収集・連絡体制の強化が必要であると認められる場合は、県危機管理防災課（応援・受援本部）に対し情報連絡員（県本部リエゾン）等の応援派遣を求めるものとする。この場合、県危機管理防災課（応援・受援本部）は必要な職員を速やかに派遣するものとする。</p> <p>また、市、県は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることができないような災害が発生したときは、速やかにその規模を把握するための情報を収集するよう特に留意し、被害の詳細が把握できない状況にあっても、迅速に当該情報の報告に努めるものとする。</p> <p>市は、特に行方不明者の数については捜索・救助体制に検討に必要な情報であるため、住民登録有無にかかわらず、当市の区域内で行方不明となった者について、県警察本部の協力に基づき正確な情報の収集に努める。</p> <p><u>また、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うものとする。</u></p> <p>(略)</p>	<p style="text-align: center;">第1節 災害情報の収集・連絡活動</p> <p>第2 活動の内容</p> <p>3 被害状況等の調査と調査責任機関</p> <p>被害状況の調査は、次表に掲げる機関が関係の機関及び団体の協力を得て実施する。調査に当たっては、関係機関は相互に連絡を密にし、正確な情報の把握に努める。</p> <p>市は、被害が甚大である等、市において被害調査が実施できないときは、次表の協力機関に定める県現地機関等に応援を求めるものとし、県現地機関等は、速やかに必要な応援を行い、被害情報等の把握に努める。</p> <p>県松本地域振興局長は、被災地における被害の状況から情報の収集・連絡体制の強化が必要であると認められる場合は、県危機管理防災課（応援・受援本部）に対し情報連絡員（県本部リエゾン）等の応援派遣を求めるものとする。この場合、県危機管理防災課（応援・受援本部）は必要な職員を速やかに派遣するものとする。</p> <p>また、市、県は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることができないような災害が発生したときは、速やかにその規模を把握するための情報を収集するよう特に留意し、被害の詳細が把握できない状況にあっても、迅速に当該情報の報告に努めるものとする。</p> <p>市は、特に行方不明者の数については捜索・救助体制に検討に必要な情報であるため、住民登録有無にかかわらず、当市の区域内で行方不明となった者について、県警察本部の協力に基づき正確な情報の収集に努める。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(略)</p>	<p>県の記載に合わせて修正</p>

<p>5 災害情報の収集・連絡系統</p> <p>(3) 関係機関における実施事項の概要</p> <p>関係機関における被害状況等の収集、報告、通報等の実施事項の概要は次のとおりである。</p> <p>ア 被害報告等</p> <p>(ウ) 県（本庁）の実施事項</p> <p><u>e 危機管理防災課（災害対策本部室）は、要救助者の迅速な把握による救助活動の効率化・円滑化のために必要と認めるときは、市町村等と連携の上、安否不明者等の氏名等を公表し、その安否情報を収集・精査することにより、速やかな安否不明者等の絞り込みに努める。</u></p> <p>f 危機管理防災課（災害対策本部室）は、掌握した被害状況を必要に応じて自衛隊の連絡班に連絡するものとする。</p> <p>g 危機管理防災課（応援・受援本部）は、地域振興局長から情報連絡員（県本部リエゾン）等の応援派遣を求められたときは、危機管理部長（災害対策本部室長）の指示により派遣の要否を決定するものとする。</p> <p>h 危機管理防災課（災害対策本部室）は、県等が実施する応急対策等について、長野県防災情報システム等により、地域振興局、被災市町村、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関へ連絡するものとする。</p> <p>i 危機管理防災課（災害対策本部室）は市町村において通信手段の途絶等が発生し、災害情報の報告が十分なされていないと判断するときは、調査のための職員派遣、ヘリコプター等の機材や各種通信手段の効果的活用等により、あらゆる手段を尽くして災害情報等の把握に努めるものとする。また、通信途絶地域の被害状況について、「長野県地震被害予測システム」を用いて被害を予測し、迅速な応急活動を行うものとする。</p> <p><u>j 国が開催する連絡会議及び調整会議において、自らの対応状況や被災市町村等を通じて把握した被災地の状況等を関係省庁等に共有し、</u></p>	<p>5 災害情報の収集・連絡系統</p> <p>(3) 関係機関における実施事項の概要</p> <p>関係機関における被害状況等の収集、報告、通報等の実施事項の概要は次のとおりである。</p> <p>ア 被害報告等</p> <p>(ウ) 県（本庁）の実施事項</p> <p><u>（新設）</u></p> <p>e 危機管理防災課（災害対策本部室）は、掌握した被害状況を必要に応じて自衛隊の連絡班に連絡するものとする。</p> <p>f 危機管理防災課（応援・受援本部）は、地域振興局長から情報連絡員（県本部リエゾン）等の応援派遣を求められたときは、危機管理部長（災害対策本部室長）の指示により派遣の要否を決定するものとする。</p> <p>g 危機管理防災課（災害対策本部室）は、県等が実施する応急対策等について、長野県防災情報システム等により、地域振興局、被災市町村、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関へ連絡するものとする。</p> <p>h 危機管理防災課（災害対策本部室）は市町村において通信手段の途絶等が発生し、災害情報の報告が十分なされていないと判断するときは、調査のための職員派遣、ヘリコプター等の機材や各種通信手段の効果的活用等により、あらゆる手段を尽くして災害情報等の把握に努めるものとする。また、通信途絶地域の被害状況について、「長野県地震被害予測システム」を用いて被害を予測し、迅速な応急活動を行うものとする。</p> <p><u>（新設）</u></p>	<p>県の記載に合わせて修正</p>
---	--	--------------------

必要な調整を行うよう努める。

(エ) 県現地機関等の実施事項

- ｃ 掌握した被害状況等を長野県防災情報システム等により、地域振興局総務管理 (・環境) 課及び県（本庁）の主管課に報告または連絡するものとする。

(略)

イ 地震情報

(イ) 震度速報

震度 3 以上 を観測した場合に発表する 情報。

地震発生後約 1 分半で、震度 3 以上を観測した地域名（長野県は北部、中部、南部の 3 地域）と地震の揺れの 検知時刻を速報。

(ウ) 地震情報（震源に関する情報）

震度 3 以上 を観測した 場合に発表する情報。

「津波の心配 がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を 付加して、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード） を発表。

(エ) 地震情報（震源・震度に関する情報）

震度 3 以上を観測、津波警報・注意報発表 または 若干の海面変動が予想される場合、緊急地震速報（警報）を発表のいずれかに該当する 場合 に発表する情報。

地震の 発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度 3 以上の地域名と市町村毎の観測した震度 を発表。

震度 5 弱以上 と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合 は、その市町村名を発表する。

(オ) 地震情報（その他の情報）

(エ) 県現地機関等の実施事項

- ｃ 掌握した被害状況等を長野県防災情報システム等により、地域振興局総務管理課及び県（本庁）の主管課に報告または連絡するものとする。

(略)

イ 地震情報

(イ) 震度速報

震度 3 以上 の大きな揺れを伴う地震が発生したことを知らせる 情報。

地震発生後約 1 分半で、震度 3 以上を観測した地域名（長野県は北部、中部、南部の 3 地域）と地震の揺れの 発現時刻をラジオ、テレビ等を通じ発表する。

(ウ) 地震情報（震源に関する情報）

震度 3 以上 の地震が発生した 場合に発表する情報。

地震の震源要素（発生時刻、緯度、経度、深さ、地震の規模（マグニチュード））、震央地名とともに 「津波の心配なし」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を 発表する。

ただし、津波警報・注意報を発表したときには、この情報は発表しない。

(エ) 地震情報（震源・震度に関する情報）

震度 3 以上を観測 した場合、津波警報・注意報を 発表した場合、若干の海面変動が予想される 場合、緊急地震速報（警報）を発表 した場合 のいずれかに該当する とき に発表する情報。

地震の 震源要素、震央地名、地域震度と震度 3 以上が観測された市町村名 を発表する。

また、震度 5 弱以上になった可能性がある地域・市町村の震度情報が得られていない場合に、その市町村名を発表する。

(オ) 地震情報（その他の情報）

県の記載に合わせて修正

<p>顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表。</p> <p>(カ) 地震情報（各地の震度に関する情報） 震度1以上の地震が発生した場合に発表する情報。 <u>震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。</u> <u>震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。</u></p> <p>(キ) 地震情報（推計震度分布図） 震度5弱以上を観測した場合に発表する情報。観測した各地の震度データをもとに、<u>250m</u>四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表。</p> <p><u>(ク) 長周期地震動に関する観測情報</u> <u>震度3以上を観測した場合に発表する情報。</u> <u>高層ビル内での被害の発生可能性等について、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、地域ごと及び地点ごとの長周期地震動階級等を発表。</u></p> <p>(略)</p> <p>6 通信手段の確保</p> <p>(3) 県が実施する事項</p> <p>カ <u>県消防防災ヘリコプター又は県警ヘリコプター</u>によるテレビ画像情報の送信を行うものとする。<u>(危機管理部、警察本部)</u></p>	<p>顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合に、震度1以上を観測した地震の回数を知らせる情報。</p> <p>(カ) 地震情報（各地の震度に関する情報） 震度1以上の地震が発生した場合に発表する情報。 <u>地震の震源要素、震央地名、県内及び隣接県内の震度観測点ごとの震度からなる。</u> <u>また、震度5弱以上になった可能性がある震度観測点の震度情報が得られていない場合に、その地点名を発表する。</u></p> <p>(キ) 地震情報（推計震度分布図） 震度5弱以上を観測した場合に発表する情報。観測した各地の震度データをもとに、<u>1 km</u>四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(略)</p> <p>6 通信手段の確保</p> <p>(3) 県が実施する事項</p> <p>カ <u>県(警察)有ヘリコプター</u>によるテレビ画像情報の送信を行うものとする。<u>(警察本部)</u></p>	<p>県の記載に合わせて修正</p>
--	---	--------------------

【震災対策編】第3章第2節

新					旧					修正理由・備考		
第2節 非常勤参集職員の活動					第2節 非常勤参集職員の活動					修正理由・備考 組織再編により修正		
第3 活動の内容					第3 活動の内容							
活動体制一覧					活動体制一覧							
部局名		事前体制	警戒体制	非常体制	緊急体制(全体体制)	部局名		事前体制	警戒体制		非常体制	緊急体制(全体体制)
総務部	危機管理課	2	全員	全員	全員	総務部	危機管理課	2	全員		全員	全員
	総務人事課(部長含む)			担当係長以上			総務人事課(部長含む)				担当係長以上	
	税務課			担当係長以上			税務課				担当係長以上	
	債権管理課			担当係長以上			債権管理課				担当係長以上	
企画課(部長含む)			担当係長以上	公共施設マネジメント課					担当係長以上			
企画政策部	デジタル戦略課			担当係長以上		企画政策部	企画課(部長含む)				担当係長以上	
	秘書広報課			担当係長以上			秘書広報課			担当係長以上		
	財政課			担当係長以上			財政課			担当係長以上		
	公共施設マネジメント課			担当係長以上			デジタル戦略課			担当係長以上		
市民地域部	生活環境課(部長含む)			担当係長以上		市民生活事業部	生活環境課(部長含む)			担当係長以上		
	市民課			担当係長以上	市民課				担当係長以上			
	地域づくり課			担当係長以上	地域づくり課				担当係長以上			

こども 教育部	<u>こども未来課（部長含む）</u>			担当係長以上	こども 教育部	教育総務課（部長含む）			担当係長以上	こども 教育部	
	<u>教育施設課</u>			担当係長以上		こども課			担当係長以上		
	<u>学校教育課</u>			担当係長以上		家庭支援課			担当係長以上		
	<u>保育課</u>			担当係長以上		子育て支援センター			担当係長以上		
水道事業部	上水道課（部長含む）			担当係長以上	水道事業部	上水道課（部長含む）			担当係長以上	水道事業部	
	下水道課			担当係長以上		下水道課			担当係長以上		
会計課				担当係長以上	会計課				担当係長以上	会計課	
議会事務局				担当係長以上	議会事務局				担当係長以上	議会事務局	
選挙管理委員会事務局				担当係長以上	選挙管理委員会事務局				担当係長以上	選挙管理委員会事務局	
農業委員会				担当係長以上	農業委員会				担当係長以上	農業委員会	

【震災対策編】第3章第2節

新		旧	修正理由・備考
＜塩尻市災害対策本部組織図 組織名称修正＞		＜塩尻市災害対策本部組織図 組織名称修正＞ ※左記参照	組織再編により修正
変更前	変更後		
市民生活部	<u>市民地域部</u>		
産業振興部	<u>農林部</u>		
	<u>商工観光部</u>		
生涯学習部	<u>交流文化部</u>		
福祉班	<u>地域共生班</u>		
	<u>福祉支援班</u>		
長寿班	<u>介護保険班</u>		
農林班	<u>農政班</u>		
	<u>耕地林務班</u>		
産業政策班	<u>商工班</u>		
観光班	<u>観光プロモーション班</u>		
先端産業振興班	<u>先端産業、ゼロカーボン・GX 推進プロジェクト班</u>		
教育総務班	<u>学校教育班</u>		
	<u>教育施設班</u>		
家庭支援班	<u>こども未来班</u>		
こども班	<u>保育班</u>		

新	旧		修正理由・備考			
<p style="text-align: center;">第3節 広域相互応援活動</p> <p>第1 基本計画</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> <p>① 東海地震に関連する情報の1つである東海地震注意情報が発表された場合</p> <p>② 東海地震に係る警戒宣言が発せられ、地震災害警戒本部が設置された場合</p> <p>③ 東海地震が発生し、その災害に対処するために緊急災害対策本部が設置された場合 また、事前の情報が発表されることなく、東海地震が突発的に発生した場合</p> <p><u>①地震発生時の震央地名の区域が、「南海トラフの巨大地震モデル検討会」において設定された想定震源断層域と重なる区域であり、中部地方、近畿地方及び四国・九州地方のいずれの地域においても、震度6強以上の震度の観測又は大津波警報の発表のいずれかがあった場合</u></p> <p><u>②「南海トラフの巨大地震モデル検討会」において設定された想定震源断層域と重なる区域でM8.0以上の地震が発生し、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」が発表される可能性がある場合</u></p> </td> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> <p>・「東海地震応急対策活動要領」（平成15年12月16日中央防災会議決定、平成18年4月21日修正）</p> <p>・「東海地震応急対策活動要領」に基づく具体的な活動内容に係る計画」（平成16年6月29日中央防災会議幹事会申合せ、平成18年4月21日修正）</p> <p>・南海トラフ地震防災対策推進基本計画（平成26年3月28日中央防災会議決定）・「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」（平成27年3月30日中央防災会議幹事会決定、令和4年6月改定）</p> </td> </tr> </table>	<p>① 東海地震に関連する情報の1つである東海地震注意情報が発表された場合</p> <p>② 東海地震に係る警戒宣言が発せられ、地震災害警戒本部が設置された場合</p> <p>③ 東海地震が発生し、その災害に対処するために緊急災害対策本部が設置された場合 また、事前の情報が発表されることなく、東海地震が突発的に発生した場合</p> <p><u>①地震発生時の震央地名の区域が、「南海トラフの巨大地震モデル検討会」において設定された想定震源断層域と重なる区域であり、中部地方、近畿地方及び四国・九州地方のいずれの地域においても、震度6強以上の震度の観測又は大津波警報の発表のいずれかがあった場合</u></p> <p><u>②「南海トラフの巨大地震モデル検討会」において設定された想定震源断層域と重なる区域でM8.0以上の地震が発生し、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」が発表される可能性がある場合</u></p>	<p>・「東海地震応急対策活動要領」（平成15年12月16日中央防災会議決定、平成18年4月21日修正）</p> <p>・「東海地震応急対策活動要領」に基づく具体的な活動内容に係る計画」（平成16年6月29日中央防災会議幹事会申合せ、平成18年4月21日修正）</p> <p>・南海トラフ地震防災対策推進基本計画（平成26年3月28日中央防災会議決定）・「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」（平成27年3月30日中央防災会議幹事会決定、令和4年6月改定）</p>	<p style="text-align: center;">第3節 広域相互応援活動</p> <p>第1 基本計画</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> <p>① 東海地震に関連する情報の1つである東海地震注意情報が発表された場合</p> <p>② 東海地震に係る警戒宣言が発せられ、地震災害警戒本部が設置された場合</p> <p>③ 東海地震が発生し、その災害に対処するために緊急災害対策本部が設置された場合 また、事前の情報が発表されることなく、東海地震が突発的に発生した場合</p> <p><u>東京湾北部地震（東京湾北部を震源とするマグニチュード7.3の地震）及びその他東京23区で震度6強を観測する程度の地震が発生し、その災害に対処するために緊急災害対策本部が設置された場合</u></p> </td> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> <p>・「東海地震応急対策活動要領」（平成15年12月16日中央防災会議決定、平成18年4月21日修正）</p> <p>・「東海地震応急対策活動要領」に基づく具体的な活動内容に係る計画」（平成16年6月29日中央防災会議幹事会申合せ、平成18年4月21日修正）</p> <p>・「首都直下地震応急対策活動要領」（平成18年4月21日中央防災会議決定、平成22年1月15日修正）</p> <p>・「首都直下地震応急対策活動要領」に基づく具体的な活動内容に係る計画（平成20年12月11日中央防災会議幹事会申合せ）</p> </td> </tr> </table>	<p>① 東海地震に関連する情報の1つである東海地震注意情報が発表された場合</p> <p>② 東海地震に係る警戒宣言が発せられ、地震災害警戒本部が設置された場合</p> <p>③ 東海地震が発生し、その災害に対処するために緊急災害対策本部が設置された場合 また、事前の情報が発表されることなく、東海地震が突発的に発生した場合</p> <p><u>東京湾北部地震（東京湾北部を震源とするマグニチュード7.3の地震）及びその他東京23区で震度6強を観測する程度の地震が発生し、その災害に対処するために緊急災害対策本部が設置された場合</u></p>	<p>・「東海地震応急対策活動要領」（平成15年12月16日中央防災会議決定、平成18年4月21日修正）</p> <p>・「東海地震応急対策活動要領」に基づく具体的な活動内容に係る計画」（平成16年6月29日中央防災会議幹事会申合せ、平成18年4月21日修正）</p> <p>・「首都直下地震応急対策活動要領」（平成18年4月21日中央防災会議決定、平成22年1月15日修正）</p> <p>・「首都直下地震応急対策活動要領」に基づく具体的な活動内容に係る計画（平成20年12月11日中央防災会議幹事会申合せ）</p>	<p>県の計画の記載に合わせた修正</p>
<p>① 東海地震に関連する情報の1つである東海地震注意情報が発表された場合</p> <p>② 東海地震に係る警戒宣言が発せられ、地震災害警戒本部が設置された場合</p> <p>③ 東海地震が発生し、その災害に対処するために緊急災害対策本部が設置された場合 また、事前の情報が発表されることなく、東海地震が突発的に発生した場合</p> <p><u>①地震発生時の震央地名の区域が、「南海トラフの巨大地震モデル検討会」において設定された想定震源断層域と重なる区域であり、中部地方、近畿地方及び四国・九州地方のいずれの地域においても、震度6強以上の震度の観測又は大津波警報の発表のいずれかがあった場合</u></p> <p><u>②「南海トラフの巨大地震モデル検討会」において設定された想定震源断層域と重なる区域でM8.0以上の地震が発生し、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」が発表される可能性がある場合</u></p>	<p>・「東海地震応急対策活動要領」（平成15年12月16日中央防災会議決定、平成18年4月21日修正）</p> <p>・「東海地震応急対策活動要領」に基づく具体的な活動内容に係る計画」（平成16年6月29日中央防災会議幹事会申合せ、平成18年4月21日修正）</p> <p>・南海トラフ地震防災対策推進基本計画（平成26年3月28日中央防災会議決定）・「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」（平成27年3月30日中央防災会議幹事会決定、令和4年6月改定）</p>					
<p>① 東海地震に関連する情報の1つである東海地震注意情報が発表された場合</p> <p>② 東海地震に係る警戒宣言が発せられ、地震災害警戒本部が設置された場合</p> <p>③ 東海地震が発生し、その災害に対処するために緊急災害対策本部が設置された場合 また、事前の情報が発表されることなく、東海地震が突発的に発生した場合</p> <p><u>東京湾北部地震（東京湾北部を震源とするマグニチュード7.3の地震）及びその他東京23区で震度6強を観測する程度の地震が発生し、その災害に対処するために緊急災害対策本部が設置された場合</u></p>	<p>・「東海地震応急対策活動要領」（平成15年12月16日中央防災会議決定、平成18年4月21日修正）</p> <p>・「東海地震応急対策活動要領」に基づく具体的な活動内容に係る計画」（平成16年6月29日中央防災会議幹事会申合せ、平成18年4月21日修正）</p> <p>・「首都直下地震応急対策活動要領」（平成18年4月21日中央防災会議決定、平成22年1月15日修正）</p> <p>・「首都直下地震応急対策活動要領」に基づく具体的な活動内容に係る計画（平成20年12月11日中央防災会議幹事会申合せ）</p>					

<p><u>東京23区の区域において、震度6強以上の震度が観測された場合、又は東京23区の区域において震度6強以上の震度が観測されない場合においても、1都3県（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県）の区域において相当程度の被害が生じていると見込まれる場合</u></p>	<p><u>・「首都直下地震における具体的な応急対策活動に関する計画」（平成28年3月29日中央防災会議幹事会決定、令和4年6月改定）</u></p>		
---	---	--	--

新	旧	修正理由・備考
<p style="text-align: center;">第1.1節 避難受入及び情報提供活動</p> <p>第3 活動内容</p> <p>1 避難指示</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ウ 避難指示及び報告、通知等</p> <p>(エ) 警察官の<u>行う措置</u></p> <p><u>a 指示</u></p> <p><u>二次災害等の危険場所等を把握するため、各警察署毎に調査班を編成し、住宅地域を中心に区域を定めて調査を実施する。</u></p> <p><u>把握した二次災害危険場所等については、市町村災害対策本部等に伝達し、避難指示等の発令を促す。</u></p> <p><u>さらに、的確な避難の指示・誘導を行うため、災害警備本部等が各現場における避難の指示・誘導を一元的に統制できる体制の整備と通信手段を確保する。</u></p> <p><u>(a) 住民の生命、身体の安全を最優先とした避難・誘導に努めること。</u></p> <p><u>(b) 市町村関係者と緊密な連絡体制を保持すること。</u></p> <p><u>(c) 市長村長による避難の指示ができないと認めるとき、又は市町村長から要求のあったときは、警察官は災害対策基本法第61条により、必要と認める地域の必要と認める居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立ち退き又は緊急安全確保措置を指示する。</u></p> <p><u>この避難指示に従わない者に対する直接強制は認められない。</u></p> <p><u>(d) 被害発生の危険が急迫した場合には、警察官職務執行法第4条に</u></p>	<p style="text-align: center;">第1.1節 避難受入及び情報提供活動</p> <p>第3 活動内容</p> <p>1 避難指示</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ウ 避難指示及び報告、通知等</p> <p>(エ) 警察官<u>との連携</u></p> <p>警察官との連携を深めるとともに、警察官との情報交換を行い、措置を講じるものとする。</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>県の計画の記載に合わせた修正</p>

<p><u>基づいて関係者に警告を発し、または避難させる強制手段を講ずる。</u></p> <p><u>(e) 避難のための指示を行うにあたっては、関係機関と協力し、広報車等により、避難の理由、指定緊急避難場所、避難路等を明確に指示し、迅速な周知徹底を図る。</u></p> <p><u>(f) 被災地域、災害危険箇所等の現場の状況を把握したうえ、安全な避難経路を選定し、避難場所へ避難誘導を行う。</u></p> <p><u>(g) 避難誘導にあたっては、高齢者及び障がい者等避難行動要支援者については可能な限り車両等を活用して避難誘導を行うなど、その措置に十分配慮する。</u></p> <p><u>(h) 警察署に一次的に受け入れた避難住民については、市町村等の指定避難所の整備が整った段階で当該施設に適切に誘導する。</u></p> <p><u>(i) 被留置者の避難等の措置につき、迅速に判断し、これを的確に実施する。</u></p> <p>b 報告、通知</p> <p>(a) <u>上記 a (c)による場合</u> (災害対策基本法第 61 条)</p> <p>(b) <u>上記 a (d)による場合</u> (警察官職務執行法第 4 条)</p> <p>4 避難所の開設・運営</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 市が実施する対策</p> <p>(イ) 指定避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、<u>受付時の確認</u>、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努めるものとする。</p> <p><u>また、自宅療養者等が指定避難所に避難した場合には、避難所の専用</u></p>	<p>a 報告、通知</p> <p>(a) <u>市長による避難の指示ができないと認めるときまたは市長が警察官に要求した場合の避難のための立ち退きの指示</u> (災害対策基本法第 61 条)</p> <p>(b) <u>災害発生の危険が急迫した場合に警告、避難の強制手段を講じた場合</u> (警察官職務執行法第 4 条)</p> <p>4 避難所の開設・運営</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 市が実施する対策</p> <p>(イ) 指定避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努めるものとする。</p>	<p>県の計画の記載に合わせた修正</p> <p>県の記載に合わせた修正</p>
--	---	--

<u>スペース等での受け入れを適切に行う。</u>		
---------------------------	--	--

新	旧	修正理由・備考
<p style="text-align: center;">第37節 ボランティアの受入体制</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>2 ボランティア活動拠点の提供支援</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 市が実施する対策</p> <p>災害対策本部のボランティア担当は福祉課とし、<u>市立体育館駐車場の一部及びレザンホール地下ギャラリー</u>をボランティアの活動拠点として、必要に応じ物資等の提供を行い、ボランティア活動の支援を行う。</p>	<p style="text-align: center;">第37節 ボランティアの受入体制</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>2 ボランティア活動拠点の提供支援</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 市が実施する対策</p> <p>災害対策本部のボランティア担当は福祉課とし、<u>保健福祉センター</u>をボランティアの活動拠点として、必要に応じ物資等の提供を行い、ボランティア活動の支援を行う。</p>	<p>関係課の要望により修正</p>

【震災対策編】第5章第4節

新	旧	修正理由・備考
<p style="text-align: center;">第4節 広報計画</p> <p>第2 活動の内容</p> <p>3 防災関係機関が実施する計画</p> <p>(4) 東日本電信電話(株)、(株)NTTドコモ、KDDI(株)、ソフトバンク(株)、 <u>楽天モバイル(株)</u></p>	<p style="text-align: center;">第4節 広報計画</p> <p>第2 活動の内容</p> <p>3 防災関係機関が実施する計画</p> <p>(4) 東日本電信電話(株)、(株)NTTドコモ、KDDI(株)、ソフトバンク(株)</p>	<p>県の記載に合わせて修正</p>

【震災対策編】第5章第10節

新	旧	修正理由・備考
<p style="text-align: center;">第10節 防災関係機関の講ずる措置</p> <p>第2 活動の内容</p> <p>2 通信（東日本電信電話(株)、(株)NTTドコモ、KDDI(株)、ソフトバンク(株)、<u>楽天モバイル(株)</u>）</p> <p>(略)</p>	<p style="text-align: center;">第10節 防災関係機関の講ずる措置</p> <p>第2 活動の内容</p> <p>2 通信（東日本電信電話(株)、(株)NTTドコモ、KDDI(株)、ソフトバンク(株)）</p> <p>(略)</p>	<p>県の計画の記載に合わせて修正</p>

【震災対策編】第6章第1節

新	旧	修正理由・備考
<p style="text-align: center;">第1節 総則</p> <p>第1 目的</p> <p>「南海トラフ地震に関する事前対策活動」は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第3条の規定に基づく南海トラフ地震に係る地震防災対策推進地域（以下「推進地域」という。）を中心に、南海トラフ地震臨時情報が発表された場合、<u>後発地震に備えるために</u>とるべき対策を定め、防災対策の推進を図ることを目的とする。</p>	<p style="text-align: center;">第1節 総則</p> <p>第1 目的</p> <p>「南海トラフ地震に関する事前対策活動」は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第3条の規定に基づく南海トラフ地震に係る地震防災対策推進地域（以下「推進地域」という。）を中心に、南海トラフ地震臨時情報が発表された場合<u>に</u>とるべき対策を定め、防災対策の推進を図ることを目的とする。</p>	<p>県の計画の記載に合わせて修正</p>

【震災対策編】第6章第2節

新	旧	修正理由・備考
<p style="text-align: center;">第2節 南海トラフ地震臨時情報発表時の活動体制</p> <p>第3 防災関係機関の体制</p> <p style="padding-left: 20px;">3 南海トラフ<u>地震</u>臨時情報（巨大地震警戒）等発表時の体制（略）</p>	<p style="text-align: center;">第2節 南海トラフ地震臨時情報発表時の活動体制</p> <p>第3 防災関係機関の体制</p> <p style="padding-left: 20px;">3 南海トラフ臨時情報（巨大地震警戒）等発表時の体制（略）</p>	<p>県の記載に合わせて修正</p>

新	旧	修正理由・備考
<p style="text-align: center;">第4節 広報計画</p> <p>第2 活動の内容</p> <p>2 県が実施する計画（危機管理部、企画振興部）</p> <p>イ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等</p> <p>(7) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の内容</p> <p>(4) 交通に関する情報</p> <p>(ウ) ライフラインに関する情報</p> <p>(エ) 生活関連情報等地域住民等に密接に係る事項</p> <p><u>(オ) 後発地震に備えるための基本的な防災対応</u></p> <p><u>日頃からの地震への備えを再確認する等、できるだけ安全な防災対応をとること等</u></p> <p>ウ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等</p> <p>(7) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の内容</p> <p>(4) 交通に関する情報</p> <p>(ウ) ライフラインに関する情報</p> <p>(エ) 生活関連情報等地域住民等に密接に係る事項</p> <p><u>(オ) 後発地震に備えるための基本的な防災対応</u></p> <p><u>日頃からの地震への備えを再確認する等、できるだけ安全な防災対応をとること等</u></p>	<p style="text-align: center;">第4節 広報計画</p> <p>第2 活動の内容</p> <p>2 県が実施する計画（危機管理部、企画振興部）</p> <p>イ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等</p> <p>(7) 南海トラフ臨時情報（巨大地震注意）等の内容</p> <p>(4) 交通に関する情報</p> <p>(ウ) ライフラインに関する情報</p> <p>(エ) 生活関連情報等地域住民等に密接に係る事項</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>ウ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等</p> <p>(7) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の内容</p> <p>(4) 交通に関する情報</p> <p>(ウ) ライフラインに関する情報</p> <p>(エ) 生活関連情報等地域住民等に密接に係る事項</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>県の記載に合わせて修正</p> <p>県の記載に合わせて修正</p>

新	旧	修正理由・備考
<p style="text-align: center;">第7節 住民の防災対応</p> <p>第2 南海トラフ地震臨時情報発表前に実施する事項</p> <p>1 推進地域内（塩尻市は域外）</p> <p>住民は、南海トラフ地震臨時情報発表時に、あわてて水・食料等の備蓄や家具の固定をすることがないように、日頃からの突発地震への備えについて住民一人ひとりが検討・実施するものとする。</p>	<p style="text-align: center;">第7節 住民の防災対応</p> <p>第2 南海トラフ臨時情報発表前に実施する事項</p> <p>1 推進地域内（塩尻市は域外）</p> <p>住民は、南海トラフ地震臨時情報発表時に、あわてて水・食料等の備蓄や家具の固定をすることがないように、日頃からの突発地震への備えについて住民一人ひとりが検討・実施するものとする。</p>	<p>県の計画の記載に合わせて修正</p>

新	旧	修正理由・備考
<p style="text-align: center;">第9節 防災関係機関の取るべき措置</p> <p>第1 基本方針</p> <p>防災関係機関は、南海トラフ<u>地震</u>臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、個々の状況に応じて、後発地震に対して警戒する措置を行うものとし、その措置についてあらかじめ計画に定める。</p> <p>第2 活動の内容</p> <p>6 防災関係機関が自ら管理等を行う道路、河川その他の施設に関する対策</p> <p><u>市及び県は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、後発地震に備えた自らが管理等を行う施設等に関する対策として、施設利用者の安全確保及び機能確保のため、速やかに点検等を行うものとする。</u></p> <p><u>なお、具体的な対策は施設毎に定めるものとし、市又は県以外が管理する施設の管理者においても対策を講じるものとする。</u></p> <p><u>(1) 防災上重要な施設に関する対策</u></p> <p><u>市及び県は、特に、後発地震の発生後においても、防災上重要な施設（災害対応策の実施上大きな役割を果たすことが期待できるもの）について、その機能を果たすため、体制を整えるとともに、必要な措置を講ずるものとする。</u></p> <p><u>ア 道路等（橋梁、トンネル、砂防施設、法面、林道を含む）【建設部、林務部】</u></p> <p><u>危険度が高いと予想されるものについて、通行止め等、管理上必要な措置を行う。</u></p> <p><u>イ 河川・ダム</u></p>	<p style="text-align: center;">第9節 防災関係機関の取るべき措置</p> <p>第1 基本方針</p> <p>防災関係機関は、南海トラフ臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、個々の状況に応じて、後発地震に対して警戒する措置を行うものとし、その措置についてあらかじめ計画に定める。</p> <p>第2 活動の内容</p> <p>6 防災関係機関が自ら管理等を行う道路、河川その他の施設に関する対策</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(1) 市及び県は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において道路管理上必要な措置を講ずるものとする。この場合において、市及び県は、橋梁、トンネル及び法面のうち、危険度が特に高いと予想されるものに留意するものとする。</u></p>	<p>県の計画の記載に合わせた修正</p> <p>県の計画の記載に合わせて修正</p>

(ア) 河川【建設部】

水位計、監視カメラ等の動作確認等、施設の管理上必要な操作、非常用発電装置の準備、点検準備、その他の措置を行う。

(イ) ダム【建設部・企業局】

施設点検、貯水量の調整等に係る操作方法の確認等の措置を行う。

ウ ため池・用水路【農政部】

施設点検、貯水量の調整等に係る操作方法の確認等の措置を行う。

エ 松本空港【企業振興部】

滑走路閉鎖・空港内への立入規制、空港内の被害状況の把握、エプロンの使用制限等の必要な措置を行う。

オ 庁舎、合同庁舎その他災害応急対策上重要な施設【各部局】

非常用発電設備、無線通信機器等通信手段の確認、自衛消防団の活動確認等を行う。

また、災害対策本部等運営に必要な資機材及び緊急車両等の確保を行う。

(2) 多数の者が出入りする施設に関する対策

学校、社会福祉施設、社会教育施設、社会体育施設、博物館、美術館、図書館、動物園等の多数の者が出入りする施設の管理上の措置の共通事項として以下の対応を行うものとする。

・入場者等への情報伝達

・入場者等の安全確保のための退避等の措置

・施設の防火点検及び設備、備品等の転倒・落下・破損防止措置

・出火防止措置

・水、食料等の備蓄

・消防設備の点検、整備

・非常用発電装置の整備、防災行政無線、テレビ、ラジオ、コンピューター等情報を入手するための機器の整備

また、以下のとおり各施設の管理上の措置を行うものとする。

ア 県立高等学校・特別支援学校等【県教育委員会】

(2) 市及び県は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、庁舎等公共施設のうち、後発地震の発生後における災害応急対策の実施上大きな役割を果たすことが期待できるものについて、その機能を果たすため、必要な措置を講ずるものとする。この場合において、市及び県は、非常用発電装置の準備、水や食料等の備蓄、コンピューター・システム等重要資機材の点検その他所要の措置を実施するための体制を整備するものとする。

県の記載に合わせて修正

日頃からの地震への備えを再確認するとともに、後発地震による災害リスクを考慮し、児童生徒や教職員等の身の安全を守ることを最優先に、各校の判断により安全確保のための適切な措置を行う。

なお、「臨時情報（巨大地震警戒）」が発表されたときは、次の対応とする。

・推進地域内のうち土砂災害警戒区域等に所在する学校については、学校での災害リスクを考慮し、原則臨時休校とする（1週間程度）。

・上記以外の学校については、土砂災害警戒等を経由して通学する児童生徒等について、通学の安全が確保できない場合には登校させないなど、安全確保のための措置を行う。

イ 県立学校【県教育委員会以外の各部局が所管する学校等】

後発地震発生による災害リスクを考慮し、児童生徒等に対する安全確保のための措置を行う。

ウ 保育園、小・中学校等（市等所管）

児童生徒等の年齢も考慮の上、地域や家庭環境に応じた対応を行い、後発地震発生による災害リスクを考慮した安全確保のために措置を行う。

エ 社会福祉施設【健康福祉部】

重度障がい者、高齢者等、移動することが困難な者等について、個々の状況に応じた安全確保のための必要な措置を行う。

オ 病院・診療所等【健康福祉部】

患者・入所者の安全確保及び避難に備えた対応の確認、施設点検、患者搬送計画の策定等の必要な措置を行う。また、搬送増加が想定される負傷者の受入れ等に備えた必要な措置を行う。

カ 上水道施設【企業局、環境部】

処理機能の確保等、施設の管理上必要な操作、非常用発電装置の準備、点検その他の措置を行う。

キ 警察本部の所管する施設（警察署、警察学校、運転免許センター等）

車両、資機材の被災を防止する措置を行うとともに、非常用電源設備の点検、来庁者に対する安全確保のための必要な措置を行う。

<p><u>(3) 工事中の公共施設、建築物、その他【各部局】</u></p> <p><u>後発地震発生時の対応について、各監督員が現場代理人等と情報を共有し、工事中断の判断や資機材の落下防止等、工事中の建築物その他の工作物又は施設について安全確保上必要な措置を行う。</u></p> <p>(4) 防災関係機関は、各施設について、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の緊急点検、巡視の実施必要箇所を選定し、必要な実施体制を整備するものとする。</p> <p><u>(削除)</u></p>	<p><u>(3) 市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、動物園等特殊施設について、後発地震の発生後の危険防止の観点から所要の措置を講ずる。</u></p> <p>(4) 防災関係機関は、各施設について、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の緊急点検、巡視の実施必要箇所を選定し、必要な実施体制を整備するものとする。</p> <p><u>(5) 防災関係機関は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における工事中の建築物その他の工作物又は施設について安全確保上実施すべき措置を講ずるものとする。</u></p>	<p>県の記載に合わせて修正</p> <p>県の記載に合わせて修正</p>
---	--	---------------------------------------

新	旧	修正理由・備考
<p style="text-align: center;">第11節 地震防災上必要な教育及び広報活動計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>市及び県は、南海トラフ地震臨時情報が発表された場合、市民があわてて地震対策をとることがないよう、機会を捉えて、日頃からの地震への備え等について周知することが重要である。</p> <p>また、市民は南海トラフ地震臨時情報が発表された場合、日常生活を行いつつ、一定期間、できるだけ安全な行動をとることが重要であり、普段以上に地震に備えて警戒するという心構えを持つことが必要である。</p> <p>そのため、市及び県は、南海トラフ地震臨時情報の発表により、大規模地震の発生の可能性が相対的に高まったと評価された場合、直ちに地震が起きるといった誤解により、避難者の殺到等の社会的混乱が発生しないように努めるとともに、あらゆる機会を捉えて、南海トラフ地震臨時情報等の内容や、情報が発表された場合に取りべき対応について広報に努め、実際に防災対応をとる際に、市民が情報を正しく理解し、あらかじめ検討した対応を冷静に実施できるよう広報を行う。</p>	<p style="text-align: center;">第11節 地震防災上必要な教育及び広報活動計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>市及び県は、南海トラフ臨時情報が発表された場合、市民があわてて地震対策をとることがないよう、機会を捉えて、日頃からの地震への備え等について周知することが重要である。</p> <p>また、市民は南海トラフ地震臨時情報が発表された場合、日常生活を行いつつ、一定期間、できるだけ安全な行動をとることが重要であり、普段以上に地震に備えて警戒するという心構えを持つことが必要である。</p> <p>そのため、市及び県は、南海トラフ地震臨時情報の発表により、大規模地震の発生の可能性が相対的に高まったと評価された場合、直ちに地震が起きるといった誤解により、避難者の殺到等の社会的混乱が発生しないように努めるとともに、あらゆる機会を捉えて、南海トラフ地震臨時情報等の内容や、情報が発表された場合に取りべき対応について広報に努め、実際に防災対応をとる際に、市民が情報を正しく理解し、あらかじめ検討した対応を冷静に実施できるよう広報を行う。</p>	<p>県の計画の記載に合わせた修正</p>